

「全調協実技検定制度」 質疑応答集

【質問 1】 検定に参加する意思決定は学校単位か、個人で決めてもよいのか。学校が参加すると全員が強制的に参加することになるのかどうか。

【回答 1】 実技検定は、学校単位での申請となります。

ただし、学生・生徒全員に受検してもらうか、受検したい学生・生徒のみで実施するかどうかは、各養成施設の裁量で結構です。同検定は、1名でも申請することができます。

【質問 2】 実技検定を年度末に実施するのは他の行事の関係で難しい。

【回答 2】 実技検定の実施時期及び回数は、特に決まっていないので、各養成施設の都合の良い時期に数回に分けて実施しても結構です。

【質問 3】 実技検定を実施するためのスケジュールを組むのが難しい。

【回答 3】 実技検定は、通常行っている調理実習の試験に組み込んで実施していただけます。

【質問 4】 実技検定のグレード2は、学生が専攻する料理部門しか受検できないのか。

【回答 4】 グレード2の受検は、グレード1に合格していれば、専攻する料理部門に関わりなく受検できます。

また、1部門のみではなく、3部門すべて受検することが可能です。

【質問 5】 実技検定は、グレード2まで受検しなくてはならないのか。

【回答 5】 必ずしもグレード1及びグレード2のすべてを受検しなくてはならないことはなく、グレード1のみでも結構です。

ただし、グレード2のみ受検することはできません。

【質問 6】 グレード1に合格した後、どのくらいの期間を空ければグレード2を受検することができるのか。

【回答 6】 特に期間を空けなければならない規定はないので、グレード1合格後、すぐにグレード2を受検することができます。

【質問7】 グレード2に飛級はできないのか。

【回答7】 実技検定は、全調協が養成施設の技術レベルを客観的に保証するための制度のため、まずはグレード1の基本課題がクリアできているか確認した上でグレード2を受検できることとしており、飛び級することはできません。

【質問8】 再試験や補講はしてもよいのか。

【回答8】 再試験は、特に制限を定めておりません。補講についても各調理師養成施設の裁量で実施することが可能です。

【質問9】 調理実習担当教員は、担当する料理部門以外は審査できないのか。また、審査する教員数の規定はあるのか。

【回答9】 各調理師養成施設の裁量で、他の料理部門を審査しても結構です。審査する教員数にも特に規定はありません。

【質問10】 採点でのお手盛り防止のための対策はあるのか。

【回答10】 実施要領6(6)に「実施養成施設の長及び審査を行う調理実習担当教員は、評価基準を逸脱した審査・採点をする等不正が生じないように、実技検定の実施に当たり、十分注意しなければならない。」と不正防止に関する項目を設けています。

【質問11】 採点や検定の実施で不正のあった場合、学校への対処、処罰はあるのか。

【回答11】 現時点では、対処、処罰に対する規定はありません。実技検定制度を推進していく中で、各事例について検討し、改善策を考え再発防止に努めていきます。

【質問12】 就職先への理解を得るにはどうするのか。履歴書にかける資格なのか。

【回答12】 協会は、都道府県、関係団体、メディア等、関係各所にニュースリリースを送り、周知キャンペーンを展開する等、実技検定周知のための発信をしています。就職活動の際には、履歴書にも記入していただいで結構です。

【質問13】 グレード2を受検する場合、グレード1の認定証の交付を受けた後でなければ、グレード2を受検することはできないのか。

【回答13】 グレード1の認定証交付申請をしてから認定証交付までは、ある程度日数がかかってしまうので、グレード1の合格が確認できれば、グレード2を実施することが可能です。

なお、認定証の交付申請は、グレード1、グレード2それぞれ行うこととなっております。

【質問 14】 実施計画書を提出した後に、追加実施をしたい場合は、その分の実施計画届を提出すればよいのか。

例えば、グレード1のみ実施する旨の実施計画書を提出したが、その後、グレード2の受検又は他の学生・生徒がグレード1を受検したいと申し出てきた場合。

【回答 14】 実施計画届は、1年間の計画予定として提出するものなので、1年に1回となり、その都度提出する必要はありません。あらかじめ1年間の計画を立てた上で、実施計画届を提出してください。

ただし、3月末までに提出していただく報告書は、正確な数字を記入していただくこととなっております。

【質問 15】 実施計画届に記入する実施時期及び回数は、試験を行った回数か、あるいは、練習(授業)回数なのか。

【回答 15】 実施回数は本試験のみで、練習及び再試験の回数は含まれません。

本試験で、例えば「大根のかつらむき」を1組は5月、2組は6月に実施した場合、実施時期は5月、6月で、実施回数は2回となります。

【質問 16】 実施計画書に記載する実務担当者とは、事務担当者になるのか。

【回答 16】 実技検定について、当協会から連絡等をする際に必要なので、内容を把握されている方ならどなたでも結構です。

【質問 17】 グレード1の課題選択を、養成施設側で指定して実施することは可能か。

【回答 17】 養成施設の裁量で指定し、実施することに特に問題はありません。

【質問 18】 事務手数料は、養成施設が徴収できる費用なのか、それとも、全調協に納める費用なのか。

【回答 18】 実技検定料は、事務手数料と材料費から成り、学校が受検する学生から徴収できるものです。

【質問 19】 グレード1の材料費の金額を超えた場合は、学校持ち出しということになるのか。

【回答 19】 材料費は、上限を設定してあるので、それを超えないようにする必要があります。したがって、仮に上限を超えた場合には、養成施設が負担することとなります。

ただし、補講及び再試験については、養成施設の裁量で徴収しても結構です。

【質問 20】 認定証は、どのような形で交付されるのか。

【回答 20】 認定証交付申請の際に提出していただく名簿のとおり、当協会が作成して養成施設へお送りします。交付期間は、約 2～3 週間です。

したがって、紙ベースの名簿とともに、記録媒体(DVD 等、メールは不可)も提出していただくこととなります。

なお、認定証への印字は、記録媒体を基に行いますので、紙ベースと内容が一致しているかご確認ください。

【質問 21】 グレード 1 の実施が年度にまたがってしまう場合は、実施計画をどのように記載したらよいのか。

【回答 21】 グレード 1 を 1 年間で完結しなければならないということではないため、実施計画には、当該年度に実施する課題を記入すればよいこととなります。